

山梨県公報

号外第十三号

平成二十六年

三月十二日

水曜日

目次

教育委員会

○児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十二日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左エ門

児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条第一項中「規定により、観覧料、特別観覧料又は使用料の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるとき」を「特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すること」に、「免除の額は」を「同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれら」を「小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者」に改め、「(常設の展示の場合に限る。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号を削り、第五号を第二号と

し、第六号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号、第四号又は第十三号」を「前項第一号又は第十号」に、「観覧料、特別観覧料等免除申請書(第四号様式)」を「観覧料等免除申請書(第五号様式)」に改め、同条第三項中「観覧料、特別観覧料等免除承認書(第五号様式)」を「観覧料等免除承認書(第六号様式)」に改め、同条第四項中「第一項第一号、第二号、第五号、第六号、第十号又は第十二号」を「第一項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定」に、「同項第一号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号」を「これらの規定のいずれかに改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(観覧料等の還付)

第四条 条例第十四条ただし書の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 観覧、特別観覧又は使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧、特別観覧又は使用することができなくなったとき。 全額

二 特別観覧又は使用をしようとする日の三日前までに特別観覧又は使用の取消しを届け出たとき。 二分の一に相当する額

2 条例第十四条ただし書の規定による観覧料、特別観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書(第四号様式)を館長に提出しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(観覧料の還付の特例)

2 第四条第一項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例(平成二十六年山梨県条例第三号。以下この項において「整備条例」という。)の施行の日前に整備条例による改正前の山梨県立美術館設置及び管理条例(以下この項において「旧条例」という。)第十条第一項の規定により常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の承認(同日以後にその効力を失うものに限る。)を受けた高等学校若しくはこれに類する学校若しくは施設の生徒又は小・中学校の児童若しくは生徒であつて、同条第三項の規定により旧条例別表第一第三号の表に規定する観覧料を納付したもの(同日から平成二十七年三月三十一日までの間に第四条第二項の観覧料等還付申請書を館長に提出した者に限る。)については、条例第十四条ただし書の特別の理由があると認めるものとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を三百六十五で除して

得た額に整備条例の施行の日から当該定期観覧の承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第五号様式中「観覧料、特別観覧料等免除承認書」を「観覧料等免除承認書」に改め、同号様式を第六号様式とし、第四号様式中「観覧料、特別観覧料等免除承認書」を「~~観覧料等免除承認書~~」に改め、同号様式を第五号様式とし、第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県立美術館長 殿

申請者 住所
氏名 印

観覧料等還付申請書

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。

申 請 の 理 由	
承 認 番 号	
既 納 付 金 額	
還付を受けようと す る 金 額	

注 1 この書類には、申請に係る観覧料等の観覧券又は承認書を添付してください。

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条第三項中「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「規定により、観覧料の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるとき」を「特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すること」に、「免除の額は」を「同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれら」を「小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号又は第十一号」を「前項第一号又は第九号」に、「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同条第三項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同条第四項中「第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号」を「第一項第一号、第三号、第七号又は第八号の規定」に、「同項第一号、第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号」を「これらの規定のいずれか」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(観覧料の還付)

第五条 条例第七条ただし書の特別の理由は、観覧の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧することができなくなつた場合に該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、観覧料の全額とする。

2 条例第七条ただし書の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書(第二号様式)を館長に提出しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(観覧料の還付の特例)

2 第五条第一項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例(平成二十六年山梨県条例第三号。以下この項において「整備条例」という。)の施行の前日に整備条例による改正前の山梨県立考古博物館設置及び管理条例(以下この項において「旧条例」という。)第六条第一項の規定により常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の承認(同日以後にその効力を失うものに限る。)

を受けた小学生、中学生又は高校生であつて、同条第二項の規定により旧条例別表第三号の表に規定する観覧料を納付したものの(同日から平成二十七年三月三十一日までの間に第五条第二項の観覧料還付申請書を館長に提出した者に限る。)については、条例第七条ただし書の特別の理由があると認めるとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を三百六十五で除して得た額に整備条例の施行の日から当該定期観覧の承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額(この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第一号様式中「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」に改める。

第一号様式の二中「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」に改める。

第一号様式の三、第一号様式の四及び第一号様式の五中「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」に、「一歳・六歳中」を「一歳・六歳中」に改める。

第五号様式を第六号様式とし、第四号様式を第五号様式とし、第三号様式を第四号様式とし、第二号様式を第三号様式とし、第一号様式の五の次に次の一様式を加える。

第一号様式の五の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県立考古博物館長 殿

申請者 住所
氏名 印

観覧料還付申請書

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。

申 請 の 理 由	
承 認 番 号	
既 納 付 金 額	
還付を受けようと す る 金 額	

注 1 この書類には、申請に係る観覧料の観覧券を添付してください。

(山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれら」を「小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者」に改め、「(常設の展示の場合に限る。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号、第四号又は第十三号」を「前項第一号又は第十号」に改め、同条第四項中「第一項第二号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号」を「第一項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定」に、「同項第一号、第二号、第五号、第六号、第十一号又は第十二号」を「これらの規定のいずれか」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(観覧料の還付の特例)

2 第五条第一項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例(平成二十六年山梨県条例第三号。以下この項において「整備条例」という。)の施行の日前に整備条例による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例(以下この項において「旧条例」という。)第十条第一項の規定により常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の承認(同日以後にその効力を失うものに限る。)を受けた高等学校若しくはこれに類する学校若しくは施設の生徒又は小・中学校の児童若しくは生徒であつて、同条第三項の規定により旧条例別表第一第三号の表に規定する観覧料を納付したもの(同日から平成二十七年三月三十一日までの間に第五条第二項の観覧料等還付申請書を館長に提出した者に限る。)については、条例第十四条ただし書の特別の理由があると認めるものとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を三百六十五で除して得た額に整備条例の施行の日から当該定期観覧の承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額(この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれら」を「小学生、中学生及び高校生並びに

これらに準ずる者」に改め、「(常設の展示の場合に限る。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号又は第十一号」を「前項第一号又は第九号」に改め、同条第四項中「第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号」を「第一項第二号、第三号、第七号又は第八号の規定」に、「第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号」を「これらの規定のいずれか」に改める。

附則に次の一項を加える。

(観覧料の還付の特例)

4 第九条第一項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例(平成二十六年山梨県条例第三号。以下この項において「整備条例」という。)の施行の日前に整備条例による改正前の山梨県立博物館設置及び管理条例(以下この項において「旧条例」という。)第六条第一項の規定により常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の承認(同日以後にその効力を失うものに限る。)を受けた高等学校若しくはこれに類する学校若しくは施設の生徒又は中学校の生徒若しくは小学校の児童であつて、同条第二項の規定により旧条例別表第一第三号の表に規定する観覧料を納付したもの(同日から平成二十七年三月三十一日までの間に第九条第二項の観覧料等還付申請書を館長に提出した者に限る。)については、条例第九条ただし書の特別の理由があると認めるものとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を三百六十五で除して得た額に整備条例の施行の日から当該定期観覧の承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額(この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第一号様式中「 〃 」を「 〃 」に、「 〃 」を「 〃 」に、「 〃 」を「 〃 」に改める。

第一号様式の二中「 〃 及び 〃 」を「 〃 」に改める。

第一号様式の三、第一号様式の四及び第一号様式の五中「 〃 」を「 〃 」に改める。

(山梨県立美術館等の観覧料の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立美術館等の観覧料の特例に関する条例施行規則(平成十九年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(観覧料の還付の特例)

2 第四条第一項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例(平成二十六年山梨県条例第三号。以下この項において「整備条例」という。)の施行の日前に整備条例による改正前の山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第二条第一項の規定による承認(同日以後にその効力を失うものに限る。)を受けた高等学校若しくはこれに類する学校若しくは施設の生徒又は中学校の生徒若しくは小学校の児童であつて、同条第二項の規定により旧条例別表に規定する観覧料を納付したもの(同日から平成二十七年三月三十一日までの間に第四条第二項の観覧料還付申請書を共通定期観覧券を交付した館長に提出した者に限る。)については、条例第三条ただし書の特別の理由があると認めるものとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を三百六十五で除して得た額に整備条例の施行の日から当該承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額(この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番